



相談の語りとその多様性

檜村, 志郎

(Citation)

法社会学の可能性:212-235

(Issue Date)

2004-08

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006642>



「相談の語り」とその多様性

檜村志郎

I — 「相談の語り」の構造

1 「相談の開始」のメカニズム

筆者は、市民法律相談のコミュニケーション過程を分析し、その最初の展開のあり方について、これまでに次の知見を整理し得た（檜村2001）。

（1）相談の意欲・必要の提示と承認について

大多数の市民法律相談の開始において、次のいずれかが起こる。（A）一方の会話者が相談の意欲と必要を提示する、または、（B）一方の会話者が相談事の語りの開始を他方の会話者に対して促す。（A）の場合、その発話に引き続いて、他方の会話者が（B）を行うことが多い。

（2）相談の語りの予告と承認

多くの市民法律相談において、（B）に引き続いて、（C）相談事の語りを予告する発話が行われる。その予告は、たいていの場合は、短い発話で成り立ち、それに引き続き、（D）他の会話者がその相談事の語りの開始を承認する発話が起こる。（D）は、継続承認語、質問、あいづち等の形式をとる。

（3）相談の語りの不承認

いくつかの市民法律相談においては、（C）に引き続いて、（E）他の会話者がその相談事の語りに異議を述べる発話が起こる。これには、単純な不承認でなく、質問、要請、批判、反論等の発話が利用される。それらが、このタイミン

グで発話される場合、相談事の開始発話を標的とする批判、異議、指導等を開始する。

以上をまとめると、法律相談の最初の展開における会話者間の発話交換を通じて、次のことが達成されと言える。

- ・相談者（相談事を語る者）と助言者（相談事を聞く者）の役割を確認しあうこと
- ・相談者には、語り手資格が割り当てられること
- ・助言者には、聞き手資格が割り当てられること
- ・相談者による語りは、聞き手である助言者によって承認されることによって、継続していくこと
- ・相談者による語りは、聞き手である助言者によって不承認されたり、批判されたりすることがあること

これらの展開の結果として、法律相談の会話システムは、助言者による促しと相談者による相談事の語りが発話対¹⁾となり、バラエティをもって反復されるという形式に落ち着いていく。相談の語りの基本的構築要素である発話対を「[促し／相談] 対」または単に「相談対」とよぶことにする。

2 「相談の語り」の多様性

われわれは、通常、相談事は、全体として、ある方法で表現され、その表現が、2人の会話者の間で、継続的に交渉されると感じる。また、市民法律相談においては、相談者は、助言を求める人であって、与えられるべき助言の基礎となる専門性をもたない素人であると言えると感じる。これらは、われわれが法律相談を理解する際に、非常に根本的な次元で了解されているものである。それは以上のような会話メカニズムによって実現されている。

以上の意味理解は、法律相談の構造的要素を実現するものである。そこで、これらの意味理解が達成されるとき、われわれは、「相談の開始」という会話部門が終了したと見ることができよう。

さて、本稿でとりあげたい主題は、「相談の開始」部門に引き続く部門の展開である。これを「相談の語り」部門と名づけることにする。

「相談の語り」には、ある明瞭な仕方、トラブルを含む状況を要約的に記述

する形式の使用による状況記述が含まれている。たとえば、「複数の選択肢があるが、選ぶのが困難である」という形式があり、また、「時系列にしたがい、困難な状況の発生を説明する」という形式がある（樫村 1996b : 218-219 頁）。この形式に従う記述を「問題定式」とよぶ。

ところで、筆者の手元にあるデータで検討すると、「相談の語り」部門には、注目値する多様性が見られる。とりわけ、相談事の語りに対する、助言者の承認と不承認、それに対する相談者の対応は、「相談の語り」にバラエティを生み出す源泉となるように思われる。

本稿では、「相談の語り」部門における多様性のいくつかの例をとりあげて分析を加え、その多様性を生み出す源泉についての上記の推測を検証する。また、「相談の語り」に影響をもつ制度的規範性のあり方について考察し、弁護士による法律相談と家族内における日常生活上の相談のあり方と若干の対比を試みる。

II — 「相談の語り」の促しの基本的手段

1 聞くこと

#1では、助言者Lは相談者Cによる語りを承認しつつ、とくに介入せずに聞くことを行っている。「はい」や「うん」以外のLによる発話は5行めであるが、それは、Cの発話の中の情報の繰返しであって、LがCの語りに興味を感じていることを示す方法である（以下の会話データの表記法については、樫村（1996a）、サーサス（1998）を参照せよ）。

#1 (a)

1C : それではですね

2L : はい

3C : あの：従業員がああ：女の子3人ほど含めて*じゅう]-しごにんの会社なんですか？

4L : *うん]

5L : 従業員が14、5人

6C : はえ

7L : はい (0.8) はい=

8C : =女の子を含めましてね=

9L : =はい=

10C : =せ：で私取締役営業部長になっておりますけれども

11L : はい

このような非介入的聴取は、Cの語りが、「相談事の語り」としての通常性の枠内にとどまっている場合には、助言者や状況によっては、好まれる聞き取り方である。この例の場合には、会社の従業員数の情報に始まり、その中での相談者の地位に関する情報が与えられているが、これは、相談の始まりとしては普通のことであると思われる。²⁾

2 質 問

相談の語りは、助言者に、助言の基礎を与えるものであると推測できる（桧村：1997）。そこで、相談の語りが十分な情報を含まないとき、Lは、相談の語りへと介入しようとする。

#2は、Cによる相談の意欲と必要の提示とLによる承認に引き続いて、Cが語りを始めた後、その語りがはじめて終了する可能性が現れた場面である。ここで注目されるのは、10行と11行における「はい」の交換である。

#2

8C : その保険でまかなう＝もう当然リース物件は向こうにお渡しするんですけれども＝そうっと

9 : いふうなことを：耳にしたもんですからそこらあたりはどうか、

10L : はい＝

11C : =はい=

12L : = ((咳)) まず、あの：、会社の販売不振っていうのはいつごろからのことですか、

13C : *あの： もう3月から

9行で終わるCの発話に引き続くLの発話をもつと期待される意味には、会話系列上、2つの可能性がある。第1には、Cの発話が、質問の形式で終了しているため、それに引き続くLの発話は、回答となることが期待される。この場合、少なくとも一時的には、Lは助言の開始を期待されるから、(助言の) 語り手の地位を与えられることになる。第2にしかし、Lは、その相談の語りを継続さ

せるためにこの機会を利用することができる。10行でのLの「はい」に対して、11行のCの発話は、Cが、Lの「はい」を促しではなく、語りの最終的受容であるとみなしたことを示している。しかし、Lは、12行において、助言の開始を行うことなく、質問を行うことで、より明示的な促しを行っていると思われる。Lは、Cの語りの終了を承認しなかったのである。Cは、その促しに対応して、相談事の語りを開始している（桧村1996b：219-220頁）。

3 指 示

聞くこと、質問、言い直しのいずれにも、「相談の語り」をいかに行うべきかについての暗黙の指示が含まれている。しかし、そのような指示が明示的になされることもある。

#3 (a)

- 14C : =はじめから：あのゆわないと：ちょっとわかりませんですけど*も：:]
 15L : *は：い] はい=
 16L : =結構ですけど*ね：] =一応ね時間40分ほどなってますん* で ね：]
 17C : *はい] *あ：そ：です] か
 18L : 時間はまあちょっと-お-
 19 (0.4)
 20C : はい=
 21L : =ご考慮のうえね=
 22C : =はい=
 23L : =あのちょっと要領よ*HoHo] く、お願いし*ますね]
 24C : *はい] *と要領] よくHaHaHa
 25C : ちょっと*あたま悪い] から難しいけど hhhhhh あの：、はじめにね、

#3 (a) では、助言者の承認のもとで14行に相談者Cが話し始めた場面であるが、その話し始めの発話が不適切なものとして、「時間を考えて」「要領よく」との指示が行われている。また、その前提として、相談時間が「一応時間40分ほど」であるとの情報が提供されている。15行から24行までの指示のやりとりの後、25行「あの：、はじめにね」は、14行の「相談の語り」の再開である。

#3 (b)

- 5C : 借金で、首が、まわらHなHくHな*っHHた (っ て い う)] (0.5) ことな
 6L : *あ：あ：あ：あ：あ：なるほど]
 7C : んです
 8L : は：は：は：は：は：
 9C : (はい)
 10L : で：あ：の： (1.5) その： (0.5) 負債のね (1.0) 具体的な内容、どこから、
 11C : はい
 12L : え：どれどれくらいの負債があるかということのリストかなんかお持*ちです
 13C : *はいあ
 14L : か？]
 15C : りま]す

#3 (b) の10,12行のLの発話は、「借金」から「負債」への暗黙の言い換えを含んでいるが、「相談の語り」をいかに行うべきかについての、暗黙の指示である。#3 (c) の10行の質問も指示の意味を含んでいる。

#3 (c)

- 6L : 交通事故-加害者：被害者どち*ら (で)
 7C : *えと：：, 被害者です
 8L : 被害者
 9C : はい
 10L : 交通事故, *はい, どういう事故：ですか
 11 : * ((ボ ー ル ペ ンの筆記音))
 12 : ((以下, 断続的にボールペンの筆記音))
 13C : Tchhh えと東京で, *えと], 平成5年に：1月X日に：事故起こしたんだけど：

次の#3 (d) 65行にみられるように、相談者は「相談の語り」の方法に問題があると指摘されると認識する場合には、すすんでその問題を解決しようとする。

#3 (d)

- 58C : *今日は：], それ：い*確かめに] 来たんですよ
 59L : *ssss その]
 60L : あ：そ：
 61C : はい

- 62L : あの: 示談のね
63C : はい
64L : その: :, *けいや (く) -] しょるい,
65C : *しょるい]
66L : もってきてますか?

4 訂正

ある会話者の発話を他の会話者が別の表現で言い直すこと（言い換え rephrasing）は、紛争解決過程での介入方法として有効であると言われる。だが、それがいかにして紛争解決に寄与するのかは、必ずしも明確ではない。会話分析によれば、言い換えは、「相談の語り」に対する、批判や指示として用いられる場合、相談者が語るものとしての「問題」の記述に影響を与えるものであることがわかる。こうした発話は会話分析では一般に「訂正 correction」とよばれるものである（Schegloff, Jefferson & Sacks 1977）。「訂正」は、標的発話を特定して訂正の必要を指摘する「訂正開始」行為と、その訂正を実現する「訂正実施」行為とから成り立つ。それは、発話の内容や方式が何らかの正しい基準に照らして「誤り」であるという意味を含む点で、聞き取りや理解の上での困難に関わる「修復 repair」と区別される。「訂正」を構成する2つの行為は、標的発話の発話者が行う場合と、標的発話の聴取者が行う場合とがあり、あわせて4つの形式的可能性がある。会話者は、この4つの可能性を利用して、会話にさまざまなニュアンスを与えるが、とりわけ、訂正の概念が「誤り」を含意することから、さまざまな正当性に関する理解を会話において表示する意義が大きい。

こうして「訂正」の概念は、助言者による言い換えが紛争解決に寄与する仕方の1つに説明を与える。以下のデータ#4 (a) によると、「相談の語り」において「敷金を一応向こうも戻してくれと」(20行)と記述された状況について、助言者は、「敷金が入っている」こと、「返してくれっていうわけ」という2つの事実に分解した「訂正」を提案している。これは、聴取者開始（「他者開始」といわれる）の例であり、それが質問という言語形式をもつために、発話者自身の発話順番において訂正が実現される、「自己訂正（実施）」が行われる方向へと、会話を導く。また、開始発話において、訂正の内容が提案されている。この記

述は、「返してくれ」(25行)という言葉のまま、Cに全面的に受け入れられ(26行)、「相談の語り」の再施行が実現する(「自己訂正」)。

#4 (a)

- 14C : そういったあの：：にゆうきよおSSしゃ：が：
 15L : はい
 16C : ん：：：さんがつですか*：の] 末に退去しましてね？
 17L : *はい]
 18L : はい
 19C : SHHHHそれで：：え：：：その：SHHH：な ん て んかま：：あんジャンガラにして
 20C : 出とるもんで：：*それで] しききんを一応向こうも戻してくれと：
 21L : *う ん]
 22C : * (こ) :]
 23L : *敷金 は] 入ってん*の
 24C : *しききん=
 25L : =返してくれっていうわ*け]
 26C : *ん] :：返してくれ*ということや] から：
 27L : *はいはいはい]
 28L : はい

この場合のLの発話は、単なる言葉の変更ではなく、語り手による語りへの介入であり、語り手による誤りの自己承認、訂正の受容、語りの再施行をもたしている。

次の例の20行のように、発話者が介入を促すこともある(「他者訂正の自己開始 self-initiation of other-correction」とよばれるものである(Schegloff, Jefferson & Sacks 1977))。

#4 (b)

- 20C : *え：：：、なんていいますか、あの：：、裁判所：ですかね、それとも、法務局ですかね
 =
 21L : =はい
 22C : そこに、
 23 (0.2)
 24C : あの：：家賃をこういたく、といえますか* (あれなんに)] 供託ですか=
 25L : *き ょ う た く]
 26L : =はい

次の例 #4 (c) では、やや複雑な「訂正」行為が見られる。

#4 (c)

28C : あの：、土地を：お借りしてたんですよね * (土地) で] 担保につけて、お金を

29L : * はいはい]

30 (1.2)

31L : あ土地をたん * ぼ:]

32C : * はい], たんぽでおかねをか * りてたんです, はい]

33L : * おかねをかりてたい]

34C : そしてそれを1600万お借りしてたわけです=

35L : =でどういうところからですか?

36C : あの ((XY会社名)) ゆうてね hhhh

37L : XY

38C : はいYというところからね, あの, お借りしたんです?それがね,

39 (0.5)

28行前半で、Cにより「土地を借りた」という表現が行われるが、これがCとLによる「訂正」の標的となる表現である。まず、相談者自身が途中からそれを言い換えて「お借りしてたんですよね、土地で担保につけて、お金を」という表現を作り出している。この発話は、「自己訂正の自己開始 self-initiation of self-correction」とよばれるものであって、訂正の対象となる発話を行った者自身（「自己」）による「正しい表現」の供給を予告させる³⁾。それに対して、助言者Lは、いったん前者の表現を受領する（29行の「はいはい」）が、自己訂正の開始の直後に、沈黙し、次に予告しないことについての気づきの印「あ」を発話する。「あ土地をたんぽ：」は、「自己訂正の他者開始 other-initiation of self-correction」であって、訂正されるべき発話（ここでは28行）の発話者自身（C）による「正しい表現」の供給（32行で予告される発話）を、承認し促すことで、可能にする。この時点で、CとLは「訂正」の開始を競合して行いながらその開始されるべき「訂正」への同じ指向性を示し合っている。Cは、「(土地を) 担保」、「お金を借りてた」の2点について、改めて言い換える（32行）のは、そのようにして開始された訂正を、「自己」たる相談者が受け取って「訂正」を完了しようとする行為である。しかし、その後半には、Lが、その「訂正」を受け入れ、「他者訂正」として同じ表現を繰り返す（33行）。このように、「訂正」の

完了においても、CとLは、競合しつつ同じ指向性を示し合っている。結局、貸し手の特定の質問の後、Cは「訂正」を再受容する（38行）。これは、34行のCによる「訂正」の拡張が、Lに明示的に受け入れられなかったということと、33行のLの「訂正」がCに明示的に受け入れられなかったことの帰結であると思われる。結局、Cは、全体を「Yから借りた」と自己訂正の形でまとめる（38行）。このように、相談においては、促しと語りが逐次に作用して、会話者が共同してある表現を作り上げるという過程が見られる。ここに見られる頻繁な「訂正」の反復は、CとLの間で、「訂正」内容が、少なくとも表現の上では共有されているという事実を、双方（CとL）が観察できるという状態を作り出している。そして、Cが最終的な訂正者となったという事実（38行）は、Cが「相談の語り」における「語り手」であること、したがってその「語り」の「訂正権」の優先性をもつこと（Schegloff, Jefferson & Sacks 1977）の共通認識を確認するものである。

5 敵対

前項では、助言者により開始される「訂正」が、「相談の語り」における、誤りの自己承認、訂正された記述の受容、相談事の語りの再施行をもたらしことを見た。助言者は、単なる表現の訂正にとどまらず、さらに進んで、語られなかったものごとを語るように提案することができる。これは、言葉自体についてではなく、相談事の語りの基礎をなすことに関わる問題の指摘であり、「批判 criticism」ないし「貶価 discrediting」とよぶことができる。このことから、相談には敵対（antagonism）の様相が現れてくる。

#5 (a)

12C : え：っとですね：：とりあえず：飲 酒 検 問 で：あの：、つかまったん

13C : ですけど：

14 (0.8)

15L : 飲酒運転されてたの

16 (0.4)

17C : というのは：

18L : うん

事例 #5 (a) は、12行の発話を標的としている。12行は、相談事を「飲酒検問でつかまった」と記述している。これに対して、助言者は、短い間（14行）に引き続く質問ないし推断（質問の通例の特徴である上昇イントネーションは見られない）を行っている。まず、この発話は、相談事の語りを承認しつつ継続するよう促すというものではなく、否定的評価を含んでいる。また、「飲酒検問」と「つかまった」の間には文法的齟齬はないから、この発話が指摘する「問題」は、「飲酒運転」と「飲酒検問」との間の語の選択の誤りではなく、事実の記述の仕方に対する批判であると言える。その批判の基礎には、「飲酒検問で捕まるときには、その捕まった人は飲酒運転をしている」という専門的であるとともに常識的である知識が存在する。この知識に基づくと、いま語られた事実には語られない部分が存在することになる。さらに、「飲酒運転でつかまった」と表現されるトラブルと、「飲酒運転をした」と表現されるトラブルは、助言上、異なった基礎を必要とする。たとえば、前者は「通常のトラブル」とは言えないこと、また、「つかまえた」側の当否の判断を行うための基礎を必要とすること、等の特徴がある。この批判は、その語られない部分を語るのがより正しいということの意味している。そこで、この批判は、発話者に対して、なぜそのような発話をするかの説明を求めることが正当だ、という意味合いを呈示している。17行においては、Cは、そのような説明を行おうとしている。

#5 (b)

25C : それで僕は、1日：：丸1日：：（乗）らずに：

26L : うん

27C : それで：：1日経ったあ- ぐらいの時に乗ったんですけど

28 (0.2)

((中略))

41L : *午前] 0時はい

42C : *から]

43C : あさがたにかけて

44L : 何時頃まで？

45C : え：：だいたい8時前ご-くらいですわ

46L : 午前8時前、8時頃やね＝

47C : ＝はい

48L : まで：、のかん、ずっ：と飲み続けてたわけ？

- 49C : ん : : そうです, わ- 飲み続けるかこあの
 50L : ん
 51C : ずHHつとHHじゃないんですけど :
 52L : うん
 53C : なんばか : , あいだは置くんですけど,
 54C : *それだけのあいだのんでっ] たと
 55L : *で : (ん-な : ほど)]
 56L : ほで, 仲間と一緒にわあわあ言いながら =
 57C : =ss そうです
 58L : ふ : : ん. 仲間, 数人と
 59C : はい
 60 (1.0)
 61L : で : : どれくらいの分量のまれたの ?
 62C : ん : : と : : みんなでボトル1本と : お酒 : にご : : , ビール2本, くらいですか =
 63L : =ボトルというのはウイスキー
 64C : ウイスキーです, ブランデーですね
 65L : あブランデー
 66C : はい
 67 (1.0)
 68L : ブラン, デー, ボトル, 何本 ?
 69C : 1本ですね,
 70L : 一人で1本ゆ : 意味 ?
 71C : いやっみんなでい *っぼんです] けど :
 72L : *やみんなで]
 73L : おたくはどのくらいの分量のまれたが ? あの,
 74 (1.2)
 75C : ん : : そこまで詳しくは分からないんで *すけど] : : だいたい3分の1ぐらいは
 76L : *あそ :]
 77C : まあ確実に飲んです
 78L : ボトル1本の3分の1, そのボトル1本ゆ : のは分量どれくらいあるの
 79 (3.0)
 80C : いやっよくは知らないですけどね
 81L : ボトルゆ : たっていろいろな大きさがあるでしょう
 82 (0.8)

#5 (b) は, #5 (a) の後に来るやりとりであり, 話題は, つかまった原因と
 なった飲酒の態様へと移っている。すなわち, ここでは, 「いつからいつまで飲
 んでいたか」(41~46行), 「連続的に飲んでいたか」(48~54行), 「何人ぐらい

で、あるいはどんな状況で飲んでいたか」(56～59行)、「どれくらいの分量を飲んだか」(61～81行)が明確にされようとしているが、これらの事情は、丸一日たっても飲酒の影響が残るか、という問題に答えるために関連するものと見られる。

また、このやりとりにおいては、ある主張の当否を判定するという関心によって限定された関連性領域(これを「ケース」(檉村2003)とよぶことが適当である)に属する事実を明確化しようという助言者の関心が見られる。このやりとりにおいては、意図的にせよ、そうでないにせよ、いわば楽観主義的に、事実を記述しようとする傾向が見られており、それは、助言者の悲観主義と対比されて、会話に視角上の対立を生み出している。⁵⁾「他者開始の他者訂正」(46行)、質問に対して留保をつけるよう後方に拡張された応答(49～54行)、助言者側からの記述の提案(56行)、曖昧な記述(62行)、記憶の曖昧さの主張(75行)があるのはその例である。最後に、ボトルの大きさに関する知識の欠如の主張(80行)に対しては、明示的な反論(81行)が行われているが、ここでは、相談者の楽観主義が真正のものかそれとも事実を偽ろうとする関心の現れなのかという、より基礎的な論点が示唆されようとしていると見られる。

6 「相談の語り」の終了

「相談の語り」は、相談対、すなわち助言者による促しを行う第一発話と相談者による「相談事の語り」である第二発話から成り立つと言える。1つの相談対が終結すると、次の発話順番は、その相談対の第一発話を行った会話者に移行する傾向がある。この会話者は、その機会を用いて、次の相談対の第一発話を行うことができる。こうして、「相談の語り」を維持し継続することへの権利と影響力は、第一発話者である助言者にあると考えられる。「語り手性」や「訂正権」等への微妙な考慮と調整をはらみつつ、相談対が積み重なることで、「相談の語り」部門が構成されていく。この構造から、この部門全体が終了する場合には、助言者たる会話者から、それが提案されると予想される。

実際に、「相談の語り」部門の終了を観察すると、次のことに気づく。それは、聞き手である助言者が、助言を開始するための行為を開始する時点で、その部

門は終了するということである。ただし、助言者が、助言を開始するための行為を開始するためには、相談者の「相談の語り」が終了しなければならない。また、助言者の助言の開始が行われるためには、相談者による承認を得る必要もある。⁶⁾

以上の事情は、次の例で把握できる。

#6 (a)

- 31C : 保証人だからお金を払ってくれということを言っていくもんなんですか、どうなんですか、
 32C : いうことが、わかりません。
 33L : ((咳)) 大体、概略わかりました=
 34C : =はい=
 35L : =まだ、Aと*そのBの間がわ*かりませんので、*そのこれはどうもなんとも言えないん
 36C : *はい *はい *はい

Cの発話は、複数の順番構成単位⁷⁾からなる「相談の語り」の最終部分である⁸⁾。31行を見ると、それは、「時系列による問題の提示」の方式に従うものであり、その帰結として、相談者が直面している問題を問いの形で述べるものである。問いは、隣接対の第一発話部分であるために、次の順番を、相手方に渡すものであり、Cの発話を終結に導く現実的可能性をもつ。先に述べたように、Lはこの機会を、相談対の第一発話たる「促し」を行うために用いてきたが、ここ33行では、その機会を、部門に終結をもたらすために用いている。33行では、Lは、「大体、概略がわかった」と述べており、それは、Lには、これ以上「相談の語り」を促して聞く理由がないことを主張するものである。実際には、Lが知らない事実は数多くあり、35行でL自身がそのことに言及している。だから、33行の主張は、単純な事実の報告ではなく、Lにとって、Cの語りを継続させる必要がなくなったことを暗示するものである。34行では、Cが、この暗示を了承して、相談の語りの継続を中止することで、「相談の語り」部門の終結がもたらされている。

35行は、あらたな会話部門の開始である。「語り手」と「聞き手」の役割が交替していることが明瞭にわかるが、それは、Lが語りを行い、Cが促しを行うという会話的事実に現れている。Lの発話は、留保条件の主張をともない、

第3部 法の語りと法技法

ある種の専門性をもつ「助言の始まり」という特徴をもっている。Lの助言は、少なくとも部分的には、Cによる「相談の語り」に基礎をおくものであることも了解できる。

#6 (b)

59C : しとったらまあこうHeHeゆう

60 (0.5)

61C : 裁判所のもとへのね?

62L : 調停ですか?

63C : えっHHへHeHeHeん : : 来たもんだから初めてなんです私も。へhHhHhHん :

64C : (.) 来たも ん やからこれを、いや : : 相談せないかな : : と

65 (1.0)

66C : ゆ : ことで、相談にきたわけなんです?

67 (3.0)

68L : これ見ますと

この事例 #6 (b) においても、63-64行では、相談の意図（「相談せないかな : :」）と必要（「初めてなんです私も」）が明示され、「相談の語り」の意図が要約されて提示されている。65行で、沈黙があり、「相談の語り」の終了がCから提案されるが、Lからの承認がなく、66行で、さらに終了が行われる。観察によれば、この付近で、Lの発話が欠けているのは、59行で提出された書類をLが読んでいるからである。この場面では、68行のLの発話は、助言への移行の意図をまだ明確にしていない。

#6 (c)

100L : ご主人が保証人になってるようなの : : ありますか

101C : いえ、ありません。

102L : ふ : : んじゃ〇〇さんばかり =

103C : = はいそうです =

104L : = あ : :

105 (4.0)

106L : あの、自己破産 : : について知りたいということですけど、

107C : はい

この事例 #6 (c) では、100行、102行の質問／促しの後、104行で、Lは促し

を行わず、言葉探し（「あ：：」）に引き続き、沈黙（4秒）が生じている。106行において、Lは、相談の語りを「自己破産について知りたいということ」だと要約する。これは、「相談の語り」をすでに終了したものとして扱い、また、自己の発話の継続を投影する（「ということですけど、」との言いさし）ことで、助言の開始部分として作用する。107行でCはそれを承認して聞き手の役割（「はい」）へと移行する。

以上の分析からすると、相談事を要約する発話が行われると、その終了の提案が行われやすくなることが分かる。しかし、シェグロフとサックス（1973）が分析しているように、こうした要約発話は、つねに会話の終了をもたらすわけではないが、語られていなかったことを切り出す機会を提供することにより、会話の終了へと移行することが可能かどうかを判定するための役にたつのである。¹⁰⁾したがって、その種の要約発話は、終了か継続かの選択装置とみなすことができるわけである。

次の例#6（d）は、LがCの「相談の語り」の内容を把握することに困難があった例であって、要約発話が行われている（111～120行）が、121行においてCが「訂正」を行っている。これは、Lの120行の発話部分を標的とする、「他者訂正の他者開始 other-initiation of other-correction」の形式をとっている。ここでは、Lが多くの発話を行い、例外的に「語り手」の資格をもってもいるが、「語りの主体」が依然としてCであることが、この訂正形式に現れている。結果として、Lは、さらに「相談の語り」の継続を選択している（128行）。

#6（d）

111L： ちょーちょっとね、もういっぺんくりかえし、なりますけどね hhhh ちょっとわかりにくいので

112L： 土地を担保でY いうところから1600万円かりられた：

113C： はい

114L： でYは、とにかくまあ返せとゆ：てきたんやけど

115C： はいはい

116L： ね：：あなたとしては土地を売って返すことにしたけども：

117C： はい

118L： 番頭さんがゆ：には：20年で返済してくれてもいい

119C： はい

第3部 法の語りと法技法

120L: で月1万円でもいいか え し て く れ と: * ()]

121C: *いえ返してくれ] ってそのお利子の中
からね

122L: は,

123 (0.2)

124L: ちょっとまって

125C: はい

126L: (よこ) そこまでいま分かりました20年でそれから=

127C: =はい=

128L: =月1万円ゆうのは何ですか利子ですか

129C: あの: 利子の中からね

130L: うん

Ⅲ——法律相談の社会構造的バリエーション

1 社会構造と会話的相互行為

筆者の手元のデータによれば、市民法律相談の語りは、ほとんどの場合、課題指向性を提示している。すなわち、会話者は、「相談の開始」部門において、共通了解として設定された、助言者と相談者のアイデンティティ、法的知識の関連性、もめごとへの実践的対処の欲求と必要性等の構造的要素をほとんどつねに「状況の定義」の重要特徴と見なしていることが、会話上共通に了解可能になっている。

ある市民法律相談センターで次のような出来事があった。相談者が、たいへん深刻な村八分に類するような、地域社会での問題を相談にきた。助言者は、少なくとも表面上、この相談に誠意をもって対応した。その後、事情を知る人から、その相談者は、反復的にこのセンターを利用しており、同じ問題を繰り返し持ち込む人であることが知られた。相談担当者は、いくつかの事実や証拠が欠けていたり齟齬があったりしたことに気づいており、この情報によって、その相談には事実に基礎が欠けているかもしれないことを了解した。しかし、このことは、法律相談のやり方には、まったく影響がないと述べた。法律相談では、どのような人であれ、真正な問題をかかえている人として扱われなければ

ばならないという理由からである。

このように、法律相談においては、ある程度、現実のある部分がどうであるかと切り離された約束事としていくつかの行動ルールが存在しているのである。現実の一部は、正当に無視することができ、また無視することが規範的に要請されている。これは、法律相談の会話が、一定の仕方¹¹⁾で定義された課題の達成をつねに指向していることを意味している。

このことは、しかし、助言者や相談者の社会的アイデンティティが、会話のあり方に目に見える影響をもたないということではない。助言者も相談者も、会話の「外」において、一定の社会集団の成員であり、その地位や役割に従った規範への指向性を身につけている。性、年齢、職業等に付随する、威信、権威等は、どのような相互行為にも目に見える作用をもつ。会話もその例外ではない。たとえば、司法書士と依頼人との間の社会的関係は、弁護士と依頼人との間の社会的関係よりも、平等的である。司法書士の提供するサービスは弁護士のサービスと概括的に異なっている。これらの事情は、司法書士が行う法律相談を、弁護士の法律相談と、概略的に異なったもの¹¹⁾にしている。最後に、それぞれの地域や相談センターには、特有の事情や規範がある。会話には、こうして、社会構造的バリエーションが見いだされる。

しかし、もちろん、個々具体的な法律相談では、1つ1つのその相談のために、会話に固有のアイデンティティや会話のルールがその会話の中で呈示され、確立されなければならない。社会構造は、会話の中に再産出されなければならないのである。人々はそのような仕方¹¹⁾で社会構造に関する知識をもち、利用している。弁護士も司法書士も、それぞれの依頼人も、驚くべき細密さで、社会構造的に異なった会話を動的に組み立てる感覚を身につけている。通常の社会的指標は、人々のもつこのような感覚、知識内容や応用形式を理解する上で、有益であるとはとうてい言えない。エスノメソドロジー的会話分析は、まさにその感覚、知識内容、応用形式を解明しようとするのである。

2 日常の中での相談

日常会話の中で、相談が行われることがある。日常会話もまた、家族、友人

等の制度的特徴を示している。このことを簡単に見ておこう。

筆者は、2002年から2003年にかけて行った講義で、学生に日常生活とTVにおける相談の会話を収集させた。#7 (a) は、大学生の姉Aと高校生の弟Bの会話であり #7 (b) は母親Aと娘Bの会話である。

#7 (a)

1B : 俺な：：なんかな：：

2 (0.5)

3B : 一学期までは良かってんけど：：〇〇〇部《課外クラブ活動》やめたやろ：：？

4A : うん。

5B : で：：ま：：その (0.5) 他の〇〇〇部員とは：：別に仲良くつきあってんねんけど：：*：

6A : *うん：：

7B : 一人とまったくしゃべってないねん。=その前までめっちゃめっちゃ仲良かってんけど：：：

8 (1.0)

9A : え：：だ*れ：：？]

10B : *え,] Cって奴やねんけど：：*：：]

11A : *あ] C殿とかゆってた子か*：：：]

12B : *そう：]

13 (2.0)

14B : まったくしゃべらへんねん。

15 (1.0)

16A : え, クラス一緒？=

17B : =一緒や。

18 (1.0)

19A : きま*ず]

20B : *き] まずいで：：*hへへへ

21A : *hはははは：きまずいな：：, かなり。

((中略))

22B : ま：俺が悪いと思うねん。それは。

23 (0.5)

24B : 俺が悪いと思ってんねん。それはな。仲悪なった原因は俺やから：：：

25A : 〇〇〇関係？

26B : 〇〇〇部関係で：：, あいつが一番心配してくれよってん, 俺がこ：へんくなったん。

27A : あ；；あんたけっこうあれやんな, メールくれてたけど*：：]

28B : *そ：] :俺がもう, そ：, そうい

うのんは：：

#7 (a) では、1行めのBの発話には、次の特徴がある。第1に、姉に対して

自己を呈示する語である「俺」を用いていることである。第2に、ためらいの前置きをおき、さらに沈黙をおいていることである。これは、相談の始まりを予期させ、Aによる継続の承認を促す相談開始連鎖の開始部分であると言える。相談の語りは、第3行において、より明確になる。また、第3行においては、Bは、「〇〇〇部をやめた」ことに言及しているが、これは、姉弟の間では、すでに知られている事実という意味をもっている。第4行ではAは再び継続語を発してそれを承認している。第9行におけるAの促し（質問）は、「だれ？」という単純な形式をもっており、単純な答えへの優先性を設定している。¹²⁾したがって、問題の「一人」が既知の人物であることを前提にした質問に聞こえるが、これは、先の「俺」、「〇〇〇部をやめた」等と同様に姉弟という社会関係を会話的に表示するものである。このように、日常会話においては、独特の仕方です、事実を省略することが行われるが、それは、日常生活における親密さと生活情報の共有という制度的様相を会話の中で再産出するものである。¹³⁾

#7 (b)

1B : あんな：：今日な：：

2A : うん？

3B : コンビニにね：：

4A : うん

5B : ビューラー売ってないかな：：と思ってね

6A : うん

7B : 行ってんよ：：

8A : うん

9B : 無かった

10A : 無かった？

11B : う：：*ん

12A : *明日D・D（（スーパーマーケット名））行くから D見てきたらか？

13B : う：：：ん どこに売ってるの：：？

14A : なに Dで？

15B : ビューラー

16A : 化粧品屋さんやん

17 (15)

18A : 明日なんやったら学校行く前に あっこでも売ってるで

19B : どこ？

20A : S（（店の名））でも売ってるしさ：：

第3部 法の語りと法技法

- 21B : そ：：お？
22A : あっこ あの：：ほら R ((最寄りの駅)) のとこのさあ*え：：：：と：：：：
23B : *うん
24B : K ((店の名))？
25A : うん ドラッグストアあるやろ？
26B : うん K
27A : あっこでも売ってるよ
28B : そ：：：お？
29A : うん
30 (10)
31A : Sはね、化粧品のとこ
32B : 化粧品の奥んとこ？ 奥っていうか こう入って*：：：こっち側の奥の方
33A : *入って えっと シャンプーとかがあっ
て
34A : ず：：っと行ったところへんの こっち側かな、この*こっちが棚じゃなくて、壁やろ？
35B : *壁
36B : うん*壁
37A : *この棚のところへんかな
38B : 棚んとこ？
39A : うん あるはずやで、明日、Dでも売ってるけど
40B : なんて？
41A : Dでも売ってるけど 明日朝のうちに接骨院行ってこよっかな：：：やっぱちょっと続けて
いった方が

#7 (b) では、「相談の語り」は、時系列に従うトラブルの記述の形式をとっている（「今日、コンビニにビューラーを買いにいったら、無かった」）。驚きが共有されることで、問題のポイントの受領が行われる（10～11行）が、ただちに、助言が与えられる。

この助言は、家族の間では、小さな買い物は代行し合うという規範に裏づけられている。会話の後半は、誰が買うかという対立を潜在させつつ、助言の妥当性が交渉されている。¹⁴⁾

IV——結 論

本稿では、「相談の語り」部門が、次のような特徴をもつことを明らかにした。この部門は、基本的には、Iに定義した意味での「相談対」の反復によって構成されている。すなわち、一方の会話者は、聞き手として、他方の会話者が相談事を語るように促しつつ、その促しの機会において、相談事の語りに対して、承認や不承認の態度を提示する。

「相談の語り」の部門においては、一方の会話者が「相談の促し」のために発話を一貫して行い、それに応じて、他方の会話者が「相談事の語り」のための発話を一貫して行っている。このことは、会話の制度的特徴の一例である。¹⁵⁾ 会話の制度的特徴の産出と維持は、会話者による相互行為を通じてのみなされる。通常の場合、会話者は、その必要性、その内容について、現実的で実効的な理解をもっており、共同して、その相互行為の実現に寄与する。しかし、会話者は、会話において産出・維持されるべき特徴について、部分的に、または一時的に、異なった理解をもつこともあり、また、会話の制度的特徴や、それを超えた個人的な、あるいは制度にとって偶然的な目的、関心等によって、共同行為から逸脱しようとする¹⁷⁾こともある。

- 1) 発話対は、異なる会話者によって、隣接して、発話される2つの発話であって、第一発話部分と第二発話部分という相対的順序関係にある、発話の型を意味する。詳しくは、樫村 (1996a) 154頁。
- 2) 相談の語りにおける自己の記述の分析例について、樫村 (1996b) 213-215頁。
- 3) この発話は、「土地を、担保につけて、お金を、お借りしてた」という文の順序が乱れたものかもしれない。
- 4) 多重債務事件では、債務者が、債権者を正確に記憶できないという事情や、一部の債権者からの負債を隠すことがあるという事情があるために、語られない部分を推測できると専門的助言者は考える。このような推測に基づく助言者の発話について、詳しくは、樫村 (2001a) 参照。
- 5) 樫村 (2001) 93-97頁では、この種の展開を相談会話の「敵対的バリエーション」とよんで詳しく分析している。また、相談制度のもとで行われない相談 (家族や友人関係の

中での相談)等については、それが容易に敵対の様相にいたることが観察されている。桎村(1989)では、Jeffersonらのトラブル・トークの分析にしたがい、その原因を、助言の語りと相談の語りにおいては、語り手が誰かが異なるため、語り手性の争奪が起こると説明している。

- 6) より正確に言うと、「相談の語りの終了」を担う会話部門が存在し、その開始と終了が議論できるが、本文では、「相談の語り」部門の終了として簡易に扱っている。会話の終了部門の分析については、Schegloff & Sacks (1973) 参照。
- 7) 順番構成単位とは、1つの発話順番を構成する最小限度の意味のまとまりとみなされるフレーズ、文、単語を言う。詳しくは、桎村(1996a) 151頁。
- 8) この語りを用いた分析は、桎村(1997) 59-60頁にある。
- 9) 会話分析においては、会話の展開におけるこのような場所(時期)を、一般に「順番移行関連場 transition relevance place」とよぶ。詳しくは、桎村(1996a) 151頁参照。
- 10) Schegloff & Sacks (1973) (訳: 197頁)。
- 11) この点の分析のためには、別稿を予定している。
- 12) 優先性とは、隣接対において、より単純で円滑な発話として期待されるという発話型の性質を意味する。たとえば、単純な誘いは、受諾という応答に優先性を与えるので、受諾の応答は単純なもので足りることになる。非優先的な応答である拒絶の場合には、ためらい、拒絶の理由等が、前置きされる等の複雑な形式をとることになる。詳しくは、桎村(1996a) 155頁、サーサス(1998) 参照。
- 13) 助言者と相談者が共有すると想定し合う社会的情報の役割について、さらに、桎村(1989) 第6章を参照。
- 14) 本文で用いたデータでは、敵対はほとんど現れていない。しかし、複数の学生が、日常の会話における相談が結局敵対の会話になってしまうため、データ収集や分析が困難だったと報告した。また、TVの相談番組では、敵対的発話がしばしば用いられることもわかった。
- 15) このことから、一方の会話者は「助言者」として振る舞っており、他方の会話者は「相談者」として振る舞っていると言えるのであり、逆ではないことに注意したい。本文のような語りが維持継続されている限りにおいて、会話者の特定のアイデンティティについて、現実的かつ実効的に語ることができる。これは、会話の制度的特徴の一例である。ここで「制度」とよばれているのは、社会学的な意味であり、法学や日常用語における意味よりも広く、一定の規範的パターンに指向する相互行為を意味する。公式組織や部分集団ないし専門職業場面における会話が典型である。
- 16) 経済学の一分野としてのゲーム理論は、一定の共通知識たるゲーム構造のもとでの、合理的な相互行為を分析しようとする。金子(2003) 参照。そうだとすると、会話分析で観察される会話の基本的特徴は、制度的なものにせよ、一般的(非制度的)なものにせよ、それをゲームとみなすならば、ゲームの共通に知られた構造に対応するであろう。会話の順番取りシステムが、市場取引に似ていることはよく知られているが、それをゲームとみなすことは、相互行為をゲームに還元するという素朴な誤りを避ける限り、可能

な解釈であるように思う。もっとも、会話の分析可能な展開過程そのものは前もって共有されている知識にとどまるものではないという点でゲームの構造とは異なる。

17) 敵対的会話場面の典型に法廷尋問がある。樫村（1991）参照。

〔引用文献〕

- 樫村志郎（1989）『「もめごと」の法社会学』弘文堂。
- （1991）「労働仲裁の社会学的秩序」三ヶ月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新（上）』有斐閣，649-680頁。
- （1996a）「会話分析の課題と方法」実験社会心理学研究36巻1号148-159頁。
- （1996b）「法律相談における協調と対抗」棚瀬孝雄編『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房，209-233頁。
- （1997）「裁判外紛争処理における弁護士との関与」法社会学49号52-62頁。
- （2001a）「法的トークの制度的特徴——法律相談場面の会話分析——」語用論研究3号86-100頁。
- （2001b）「相談先行連鎖」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築（上）』有斐閣，163-192頁。
- （2002）「法律相談の会話分析——制度的アイデンティティの呈示とトピック生成」『現代のエスプリ・21世紀の法律相談』至文堂，92-100頁。
- （2003）「法の実践的基盤——『事案（ケース）』という概念をてがかりとして——」<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/2003.htm>
- 金子守（2003）『ゲーム理論と蒟蒻問答』日本評論社。
- サーサス，ジョージ（1998）『会話分析の手法』（北沢裕・小松栄一訳）マルジュ社。
- Schegloff, Emanuel A., Jefferson, Gail, & Sacks, Harvey（1977）The preference for self-correction in the organisation of repair in conversation. *Language*, 3(2) : 361-382.
- Schegloff, Emanuel A. & Sacks, Harvey（1973）Opening up closings. *Semiotica*, 7:289-327, 1973.（シュグロフ&サックス「会話はいかに終了されるか」西阪仰・北沢裕編訳『日常性の解剖学』マルジュ社，1989年）。